



岡山大学

OKAYAMA UNIVERSITY

GLOBAL GATE FOR LEARNING

民法と自力救済

法学部 准教授 嶋津 元

自力救済の禁止

ニュースになった事件の裏に…

2022年2月ごろ

ある裁判所の敷地内に無断で車が放置されるという事件が起こった

自分(裁判所)の土地は自分の自由に使っても良いか？

放置された車を処分するなど。。。

権利を持っていても、私人が実力を行使してはいけないとされる

自力救済の禁止

なぜ、そしてどのようにして、自力救済は禁止されるのか？

所有権とは

民法206条

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

→ 自分の物をどのように使おうが勝手である？

しかし自分の物が自分の物であるということは、(特に他人にとってみれば)決して自明のことではない。

目に見えない権利という存在 どのように扱うべきか？

例えば…

Yは自転車店Mから自転車を購入したが、ある日盗難に遭ってしまった。
ところが、Yは、その自転車がXの家に置いてあるのを偶然発見した。
Yはその自転車を勝手に持ち帰っても良いか？



考え方は分かれるかもしれない・・・



- 「自分の物」だから勝手に持って帰っても良い？
- もしかすると、Xは正当に自転車を手に入れているかもしれない？

民法における仕組み

180条

占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。

200条1項（占有回収の訴え）

占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。

*198条（占有保持の訴え）

占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

*199条（占有保全の訴え）

占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

刑法でも占有は保護されている

刑法242条

自己の財物であっても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

刑法235項

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。

所持という状態それ自体が保護されるのは何故か？

- ① まず、物を所持しているという状態それ自体を保護しておく
→ 仮に最終的に自転車がYに戻されるべきであってもXの所持を保護する
- ② YがXのもとから勝手に自転車を持ち去ると、Xはその占有(所持)の回復を請求することができる
→ 一度自転車はXのもとに戻さなければならない
- ③ Yは、自分に所有権があることを理由に、持ち帰りを正当化することはできない
→ 民法202条2項「占有の訴えについては、本権に関する理由に基づいて裁判をすることができない。」
- ④ このような状態にしてにおいて、所有権が誰にあるのかを裁判でじっくりと検討できるようにする。

残された疑問

- ◆ 冷静に所有権の帰属を検討できる状況にあるのであれば、一定程度の実力行使を認めても良いのではないか？
- ◆ そもそも所有権の帰属はどのようにして判断されるのか？

👉 ぜひ、続きは法学部に入ってから...

ご清聴ありがとうございました